

# 「刑政総類」所収の中世法関係資料について

角田紀彦

内閣文庫蔵「刑政総類」<sup>(1)</sup>一三〇冊は大番組与力片山辰世の編、文政七年幕府に奉献賞賜された原本である。独力和漢典籍中の刑政関係文献を類聚し、かかる大冊を編成した精力と博識は驚嘆に価するが、その皇朝部式目之類・条目之類は現在散逸せる中世法資料をほぼ原体載のまま収録している点で貴重である。既に三浦周行博士により種々研鑽せられているがその後利用されること少き様に思われるので概観を試みよう。関係部分の目録左の如し。

## 〔式目之類〕

- 二二 卷二四 ①御成敗式目元本清原枝賢卿真蹟
- 二二 卷二五 ②追加元本楠長譜墨蹟
- 二三 卷二六 ③環翠軒抄元本道遙院殿真蹟
- 二七 卷三〇
- 二八 卷三一 ④御講釈聞書
- 二九 卷三二 ⑤式目注正和本文年中芦雪写
- 三〇 卷三三 ⑥建武式目注元本請原業賢卿出書 伊勢貞丈所写
- 三一 卷三四 ⑦建武以来追加

## 〔条目之類〕

- 三二 卷三五 ⑧侍所沙汰篇 ⑨政所壁書 ⑩建武二年記 ⑪条目廿三ヶ条
- 卷二六首に辰世の式目之類序ともいべきものがあり、多年式目類の探索にとめた末、各種の古筆を得、式目注解家諸流の存在、式目伝流の古伝等を知り得た悦びを述べている。本書の編纂にあたり力を注いだ部門であったと思われる。

①は枝賢自筆本写、返点・傍訓を詳細に付した清原系のもの。奥書「此式制者天下亀鏡國郡鴻宝也、不知賞罰則無所措手足、故尊卑老少時習可也、于爰本養寺住持門信謂余曰、幼稚洒掃余力可教授乎、余曰、善哉、如導師竊比遠公淵明交、仍累家秘本令書寫備硯左/天正二年十一月初三/宮内卿清原朝臣印」

②は首題に「追加写所成楠長譜墨蹟以較之」、末尾に「本云于時応安第四沽洗上句書之/右追加一冊信長公書史楠長譜以応安古本所書写也」とある全三四条より成る鎌倉幕府の追加法。管見の内にては書写年紀を明記する最古のもの。一〜二一条迄は藤崎八幡宮所蔵追加(天正十六年九月写、熊本)と若干の字句の異なる外は一致し、ただ藤崎本は事書下の年号等の細注を全て省略している違いがある。二二条以下は配列、字句共に他本と系統を異にする条文が多く「中世法制史料集」(以下「中」と略称)を若干補訂出来るものがある。主なるものを左に掲げよう。

- ・ 二三条(中法204条) 事書下 「仁治四二廿五譯 慶友太郎奉行」
- ・ 二六条(中法733条) 「沙汰之法被定」「殊致非法」「催促謀叛」
- ・ 二八条(中法308条)

一郎等任官事、依無其謂延応宣下之時可從停止之由被定下訖、而如風聞者任雅意多令拜任云々、背御制之条太以奇怪、雖須被処主人於罪科、彼時普不被相触之間、定不承及之由有令申之輩歟、仍延応以後任官郎從者早止其名、至自今以後者永可令停止彼等之任官、如此被仰下之後猶令拜任者、可被処主人於罪科也、以此旨可令下知奉行人因々御家人等給之由、所被仰下候也、仍執達如件

建長七年十一月七日  
相模守殿(重時)  
陸奥守在御判

本条は宣賢式目抄、大内家壁書等により節略文が知られていたのみである。

・三四条(中法300条と比するに誤脱があるか)

一 西国京都大番役事

本所問注之時地頭等雖申請不及被差副武家御使也

建長六年十月廿二日

陸奥左近大夫將監殿(三条西実隆)

③は目錄に「環翠軒抄元本道徳院殿真蹟」とある如く宣賢式目抄を全文平

仮名書きにしたもの、序―四条/五―一四條/一五―二六條/二七―三

九條/四〇―起請文の五冊(全四〇一紙)に分写す。濁点を付し極く希

に漢字を使用、宣賢抄と比較するに語句の末に至る迄全く同じ、僅に末

尾連署者の注が異なるのみ。奥書なく年代・交友関係からは実隆にても不

思議ではないが先は清家の手になるものか。当時の読法を知る事が出来、

又宣賢抄は枝賢奥書本式目抄に比して古写本なく、古活字本は善本では

あるが版式に制約されて段落・分注等原本の姿を存するに充分でない恨

みがあるので校訂に際し是非参考すべきである。ただ注中所引の追加が

意外と正しく読み得ていないのは興味深い。

④は御成敗式目注。奥書を欠くが内閣文庫蔵「御成敗式目秘抄」(押本)

と同一本であり概して秘抄の方が善本か。同本の奥書は「尤秘抄也不可

有外見者乎/弘治第三曆秋八月下旬/大外記清原朝臣判在」

⑤は所謂「芦雪本」(東大國語研)写である。同書は籠頭・行間に夥しい細

注があるため子細に対校すれば若干の誤脱がみられるが、先は務めたり

と云うべく本書のかなり原本に忠実な書写態度を知りうる。

⑥は流布本系、⑦⑧⑨は群書類従版本写、⑩は類従本「建武年間記」

と同系本の抄録。最後に⑪は分国法であり言及されることが無い故全文

を掲げておく。但し天文二一年以降というより外に年代、発布者共に手懸りを得ていない。

「条目廿三ヶ条以補長諸墨蹟等之」

定条々

①諸沙汰任先例、奉行衆淵底紀明憲法、可定勝負事

②当御代初而披露之公事、於論所者可被任当知行、申懸仁體為理運者、

③逐年記所務可被渡事

④一就公事敵方江付召文、其身於無祇候者、申事可被為斟酌事、并式日三

⑤ケ度無披露者、可被為落居事

⑥一捧古文書雖有申事、先御代令落居、於当知行者不及御許容、但可依子

細事

⑦一御闕所之時、雖為年貢弁地、可為地頭進退事

⑧一百姓至入質地者、主地頭以加判可借事、自然御闕所之時、於無加判者、

⑨質地文書地、即主地頭可被為進退、但買得御判所持之仁體者各別事

⑩一当知行申掠仁體可被処罪科事

⑪一主人無合点御扶持參輩、如御先代御定、天文廿壹ヶ年以来被放御扶持

⑫事、付其主人ニ一度相届其上可令成敗事

⑬一地頭成年貢所当者限霜月可皆納、若相過霜月者田地可召放、然者二重

⑭成一切不可被仰付事、但於有当毛地頭可為進退事

⑮一於盗人者限一文員數可被殺害、聞立至披露輩者別而忠節事

⑯⑰一右起請之時、兩方無失者其論所可有中分、有失者可被付神社修理事

⑱一申次之面々、請取公事至無沙汰者可為曲事事、御奏者斟酌事

⑲一公事批判之時、從其座有不審者、從輩召置殿中、即子細可相尋、若即時

⑳不申者、可被付其理於敵人、猶有可相尋儀者、可待三ヶ日、日限過者

㉑可被斟酌事

㉒一越境相論者可被任式目之旨事

(15) 批判之衆、或依欽樂、或他事御用之時、三人有出仕者可有批判、若欽

(16) 樂仁體作病之由、後日令露頭者一段可為曲事

(17) 背御法度公事披露輩、永代奏者可被為斟酌事

(18) 以小奏者公事披露之儀、被定置奏者以申口可有披露、訴人直談停止

(19) 事、同背御法度儀、雖小奏者申本奏者可為如右事

(20) 批判式日過者論人訴人可被□事

(21) 縦繆公事一切停止事

(22) 諸公事披露、毎月從八日三ヶ日、從十八日三ヶ日、但至急事者不可云

(23) 時日

(24) 公事披露之時、御前伺候之輩可有退出事

(25) 各披官雖有何之在所、於有緩怠者令成敗、同可致闕所、於居屋鋪者可

為地頭進退事

(26) 公事之時、自双方老貫式百文宛可持參、落居之上負方老貫式百文可留

事

右一切可被任一書之御法度之旨、依被仰出執達如件

以上、三浦博士の研鑽のあとをたどったにとどまり新たに指摘し得た

所なく屋上屋を重ねた感があるが、蕪雑な紹介の筆を置くにあたり閲覧

発表に便宜を与えられた内閣文庫当局に御礼申し上げます。

(注)

(1)もと皇朝部五九卷五四冊、異朝部一〇二卷九六冊、目錄凡例一冊、計一五二冊、

但し明治六年皇朝部二二卷以前と目錄凡例焼失。丹表紙、美濃本、半丁九行墨

罫紙、おおむね行一八字楷書体。書陵部蔵「目錄凡例」は献上本と用紙・題簽

を等しくするもの。辰世の伝については泰平年表以外に存知しない。「内閣文

紅葉山文庫本展示目錄」(昭和四九)参照。

(2)東大國史研究室に④⑥の合綴本(明治三年)あり既に④の押小路本と同本なる由

の指摘あり。又「御成敗式目諺解」(元禄十一年刊)に③外二種を以て校合を加え、「建

武記」(内閣蔵)に⑩外二種を以て校合したものを龍門文庫に蔵する(善本解題)。

京大所蔵の刑政総類も博士の作製せしめたものか。

(3)楠長譜筆の式目関係書には外に建武式目(永祿十二年閏五月)、御成敗式条(文祿四年五

月)類本(小杉本)に星野恒氏の校合書入による)がある。

(4)仮名書き式目関係書としては御成敗式目に(イ)曾根研三氏蔵本(天文二年二月) (ロ)竜

谷大学蔵本(天正十一年八月) 同注釈書に(ハ)竜谷大学蔵本(天正十二年正月) 建武式目

に(ニ)穂積陳重氏旧蔵本(大永六年三月) (ホ)東大國語研究室蔵本(明応六年五月)

(ヘ)竹内文平氏旧蔵本(首次、中世末)とかなり現存し清原家に関係あるもの多く、

和解は清家学の重要な一面をしめていたと思われる。就中(ハ)は顯貴の女性の為

めに著した旨を跋文に明記しており興味深い(池内義實「式目註釈書」に

を存する。

(5)枝賢奥書抄は内閣文庫蔵本(江戸初期写、統史)、蓬左文庫蔵本(慶長写、駿)の二善本